

国民生活審議会第5回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成20年1月30日(水) 15:00~18:10

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館共用第1特別会議室

3. 出席者

(委員) 松本部会長、岡田委員、鬼丸委員、神田委員、藏本委員、齋藤(憲)委員、齋藤(ひ)委員、佐野委員、沢田委員、品川委員、中名生委員、西村委員、三木委員、水巻委員、吉岡委員

(事務局) 西国民生活局長、堀田官房審議官(国民生活局担当)、原嶋国民生活局消費者企画課長、高田国民生活局消費者調整課長、内島国民生活局消費者企画課企画官、高橋国民生活局総務課調査室長、小川国民生活局消費者情報室長

(意見交換者) パク韓国消費者院院長

(ヒアリング説明者)

経済産業省: 安井消費経済政策課長

農林水産省: 消費・安全局 今城総務課長、嘉多山消費・安全政策課長
(独) 農林水産安全技術センター 戸谷理事

厚生労働省: 香取社会保障担当参事官

食品安全部 松田企画情報課長、玉川新開発食品保健対策室長
大臣官房厚生科学課 坂本研究企画官

金融庁: 総務企画局政策課 古澤政策調整官、総務課管理室 原田室長

公正取引委員会: 事務総局経済取引局取引部 粕淵消費者取引課長

警察庁: 四方生活経済対策室長

大阪府消費生活センター 小谷所長

(1) 韓国消費者院との意見交換

パク韓国消費者院院長より、資料1に基づいて説明を行った後、以下のような質疑が行われた。

- ・ 2点質問。まず、1点目。消費者院の管轄が財政経済省から公正取引委員会に移管したとのことだが、その理由を教えて欲しい。2点目は、消費者院が他の省庁に対して勧告する権利の有無について教えてほしい。

→過去20年間、財政経済省が消費者行政を所管していたが、財政経済省はマクロ経済が中心。そのため消費者問題にパワーをあまり割けない。それが大きな理由。また公正取引委員会による市場規制は究極的には消費者の権益のためになる。そこで公正取引委員会と消費者院が連携したほうが、シナジー効果が生まれると判断し、管轄移管が行われた。

勧告に関しては、消費者問題や被害の申出を受けたら調査を行い、関連省庁に対し、是正措置等の勧告を行っている。例えば、医療被害について法改正案を提言した。

- ・消費者院の提言に従わない場合はどうなるのか。
→代替措置（救済方法）はないが、消費者院の提言はおおよそ受け入れられている。マスメディアも使って提言を国民に対して周知していることも高い受け入れ率の理由か。
- ・消費者院が傘下になることによって、公正取引委員会は政策立案・法執行においてその能力・権限が高まったと思うが、消費者に対するメリットはあるのか。
→所管変更による表面上の変化はないが、公正取引委員会の傘下に消費者院があることは企業にとっては一種の抑止力。特に、消費者院の集団紛争調停制度は企業に良い緊張をもたらしていると思う。個人による個別の訴訟では企業にはあまりダメージがない。しかしながら集団紛争の場合はメディアの注目も集まる。

（※時間的な都合により、他の質問は取りまとめて事務局で対応することとなった。）

（２）国民生活センターの在り方について（関係省庁、地方公共団体からのヒアリング）
関係省庁及び地方公共団体からの説明の後、以下のような質疑が行われた。

○ 経済産業省

- ・NITE や国民生活センターでは、事業者からの原因究明の依頼も受け付けてもらえるのか。
→ NITE は受け付けている。
- ・事故情報のワン・ストップ化が進められているとのことだが、経済産業省関連物資だけではなく、対象を食品等にまで広げて一元化することについてはどう考えているか。
→ 法律により報告が義務付けられているものもあるので、入口が複数あることは前提となるが、データベースを結合することで、少なくとも２つの窓口が受け付けないと必要な情報として流通しないというような状況は避けられる。
- ・経済産業省が受け付けた苦情相談情報は、国民生活センターに提供されているのか。
- ・事故情報について、情報の入口を一元化することについてはどう考えているか。
→苦情相談情報については、システムが異なるので、現在のところ直接は繋がっていないが、今後はできるだけ繋げる方向で考えていきたい。
窓口の一元化についてはいろいろ議論はあると思われるが、我々が所管している法律や業界についての問い合わせを一切受け付けないというのはいかがなものかと考えられる。

○ 農林水産省

- ・情報の一元化は望ましいと考えられるが、留意すべき点はあるか。
→検査につながる情報に関しては守秘義務等の問題もあるので、広く一般に情報提供することはできない。しかしながら、調査の結果や是正命令等の情報については消費者向けに提供することもできる。
- ・PIO-NET では、食品に関する情報は苦情ではなく問い合わせの形式をとることが多い。法執行のための情報として活用するのであれば、受付や分類の方法を変える必要がある

かもしれない。

- ・PIO-NET は必ずしもすべての市町村におかれているわけではない。端末がない地域の情報は入ってこないという問題点もある。

○ 厚生労働省

- ・アメリカの FDA（医薬食品局）のような組織を作る必要性についてはどのように考えるか。
→中央省庁再編の際にも、企画と執行の分離という観点からそのような提案がなされたが、許認可を国から切り離すことの是非について行革事務局内部で議論があり、結果として現在のかたちになったと認識している。
- ・食品であって薬事効果をうたうものはどこが担当するのか。
→医薬品としての効果をうたうものであれば医薬品担当部局が、健康増進効果をうたうものであれば健康増進担当部局が担当することとなる。

○ 金融庁

- ・金融教育に関して、年齢層に応じた教育内容や成人への教育のあり方についてどのように考えているか。
- ・金融分野の悪質商法に対してはスピードの速さが重要とのことだが、他の分野と比べて金融分野の事案は具体的にどのように異なるのか。
→金融経済教育については、学校教育と成人教育が車の両輪であると考えている。学校教育については、内閣府と連携しつつ文科省に取り組みを要請している。成人への教育については、金融広報中央委員会に参加して取り組みを進めている。
金融分野においては、例えば、海外でエビの養殖を行うと偽って投資を呼び込むようなものは電話と机があれば済むため、数ヶ月単位で起こってしまう。迅速な対応が重要となる。
- ・銀行は預金者保護に不熱心であるように思うが、金融庁として、どのように取り組みを促すことを考えているか。国民生活センターとの連携を強化していくべきではないか。
→第2回の会議においても、委員の方から銀行が消費生活センター等のあっせんに応じないという趣旨のお話があった。銀行による保険の窓口販売が解禁となるので、ますます銀行も取り組みが求められていくものと考えている。

○ 公正取引委員会

- ・独占禁止法においては、競争政策と消費者保護は車の両輪であるはずだが、現状では、消費者保護は競争政策の反射的利益とされているに過ぎない。
- ・最近景表法の執行を頑張っているようだが、本体である独占禁止法のあり方には疑問がある。そうした中で、一元化をどのように果たすのかが見えてこない。現状と乖離しすぎているのではないか。

→現在の独占禁止法の中での消費者政策の位置づけを考えると、どうしても競争政策をスタートとして考えざるを得ず、限界がある。その中で組織として消費者保護を果たすとなると、表示が中心となり、その外に足を伸ばすことは困難になる。

今のままで一元化を果たすのは困難であるが、今後新しい組織を設置するなどの変更を加えていくのであれば、公取委にそうした力を与えていただくことについてもご検討いただきたい。

- ・景表法の担当人員は。
→公取委では、東京と地方をあわせて73人である。
- ・景表法の運用における「注意」とは何を意味するのか。
→違反のおそれがあるとはいえないが、放置しておくとは違反に繋がらうものに対して、行政指導に当たらない範囲で与えるものをいう。
- ・公取委の全体の人員、予算は。
→全体で765名である。予算については正確な数字が手元にはないが、景表法に関しては数千万という単位である。
- ・オーストラリアの取引慣行法は、競争政策と消費者保護の双方をカバーしているとのことだが、日本においてもそのように取引全般をカバーする法律を作るとした場合、どのような法改正が必要になると考えられるか。
→具体的な方法を示すというのは難しいが、苦情相談と法執行を連携させる、重複する権限を整理するなどという観点から整理することが望ましいのではないかと。

○ 警察庁

- ・消費者被害に関して、警察に持ち込まれる前にこういう機関があればいいのではないかと、というアイデアはあるか。
→悪徳商法にはかなり幅がある。部内では、官庁や弁護士会、事業者団体のはたらきによって抑止できるものも相当数あるのではないかと議論もある。また、CSRの盛り上がりによって違法行為を抑止していくことも重要。
警察は刑事システムの一端であり、検察や裁判所と連携しないと動けない。また、立件できるだけの証拠を持っている被害者を探すのも大変である。国民生活センターには、被害者に対して証拠の保全という観点からの着眼点を教示していただければありがたい。
- ・悪質事業者の取締りの迅速化に向けた方策は。
→警察は幅広い事案を取り扱っており、その捜査体制には限界もある。一般に悪徳商法の捜査にはかなりの手間がかかり、専門知識も必要である。悪質商法の検挙のノウハウの裾野を広げると共に、関係機関との連携を緊密化していくことも必要。
- ・被害届が出ていても警察がなかなか動いてくれないという指摘があるが、被害届の事例はきちんと蓄積されているのか。地域や担当者によって事案の重要度の受け取りが異なるというようでは問題である。

→被害届や告訴・告発の受付にあたっては一定の証拠の確認を行っている。相談の記録はデータベース化され、警察の内部で閲覧できるようになっている。その中で、より悪質性が高く、広がり大きな事案を検挙している。

○ 大阪府消費生活センター

- ・職員9名体制とのことだが、この数年で人員はどう変化したのか。
- ・苦情処理委員会の取扱い件数が年間1件とのことだが、なぜ少ないのか。
 - 業務量が増えているにもかかわらず、職員数はこの数年9人で代わっていない。しかしながら、近年、処分事例が増加していることから、府警OBを活用するなど、人的面での配慮はある。ただ、全体としては厳しい。
 - 苦情処理委員会については、もっと利用してほしいとは考えているが、近年、消費者と事業者の主張が互いに平行線ということが多いため、近年、なかなか利用が進まない。
- ・人員・予算の充実も必要であるが、それ以外に地方の活性化の起爆剤となりうるようなものはあるか。
 - 総理が消費者行政に目を向けたことで大きな力が与えられた面もある。しかしながら、地方分権一括法や三位一体の改革を経て、真に必要な財源が回ってきているとは実感できない。地方の実情を直視することから議論を始めてほしい。

以上

※ 本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※ 本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。